

## 兵庫県感染症拡大防止協力金に関するQ & A（令和3年2月5日現在）

### 1 全般（概要）

	質問内容	回答
(1)	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の詳細について教えてほしい。	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は「①1/12～13の県による時短要請」と、「②1/14～2/7の緊急事態宣言に基づく緊急事態措置」とで対象施設等が異なります。</p> <p>① 県による時短要請                      [要請期間] 令和3年1月12日(火)～1月13日(水)【2日間】                      [対象施設] 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市内で、通常午後9時以降も営業している「接待を伴う飲食店」や「酒類の提供を行う飲食店」                      [支給要件] 通常、午後9時以降も営業している対象施設が、営業時間を午前5時から午後9時までに短縮した場合に支給                      [支給額] 1施設(店舗)あたり1日4万円×時短日数</p> <p>② 緊急事態宣言に基づく緊急事態措置                      [要請期間] 令和3年1月14日(木)～2月7日(日)【25日間】                      [対象施設] 県内全域の、食品衛生法上の飲食店営業または喫茶店営業の許可を受けている飲食店(※酒類の提供を行う飲食店に限定しません)                      [支給要件] 通常、午後8時以降も営業している対象施設が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮した場合に支給                      [支給額] 1施設(店舗)あたり1日6万円×時短日数</p> <p>* 業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。</p>
(2)	「業種ごとのガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていること」とは具体的にどのようなことか。	次のガイドライン等に沿って、感染防止の取組をしていることをいいます。 各業種別ガイドライン(内閣官房HP)
(3)	「感染防止対策宣言ポスター」を店頭や店内に掲示していることは必要ですか。	<p>必要です。感染拡大予防ガイドライン等に沿って、感染防止の取組を行い、感染拡大予防対策をしていただいているポスターを掲示していることを協力金の要件としています。</p> <p>※ポスターは兵庫県ホームページより入手してください。                      兵庫県 感染防止対策宣言ポスター で検索                      兵庫県HP <a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/sennngenposter.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/sennngenposter.html</a></p> <p>※ホームページより入手が困難な場合は、下記にご連絡をお願いします。                      新型コロナウイルス感染症対策相談窓口                      電話:078-362-9858</p>
(4)	「通常の営業時間」とは、いつの時点の営業時間ですか。	<p>【2/2下線部修正】                      通常の営業時間とは、時短要請期間以前及び終了後の営業時間を言います。</p>

### 2 対象要件

#### (1) 県による時短要請 [1/12～13]

	質問内容	回答
(1)	時短営業ではなく、終日休業した場合は協力金の対象になるのか。	通常、21時以降も営業されている酒類を提供する飲食店等が、時短ではなく終日休業された場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。 なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうかを審査させていただきますので支給を決定します。
(2)	以前は21時以降も営業していたが、コロナの影響により最近21時に閉店していた場合は、対象にならないのか。	酒類を提供する飲食店等が、コロナの影響以前に21時以降まで営業されており、コロナの影響以後に21時までに時短された場合は対象になります。 昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか審査をさせていただきますので支給を決定します。
(3)	ラストオーダーを21時にすれば、対象になりますか。	ラストオーダーでなく、21時に閉店していなければ対象になりません。
(4)	県内に同一会社で、 ①居酒屋(営業時間18時～24時:酒類の提供あり)、 ②喫茶店(営業時間9時～22時:酒類の提供なし)、 ③カラオケ店(営業時間11時～翌1時:酒類の提供あり)の3つを運営しています。 どの店舗が支給対象になりますか。	個々の店舗で判断します。 居酒屋は、21時までに閉店すれば対象になります。 喫茶店は酒類の提供をしていなければ、対象になりません。 カラオケ店は、21時までに閉店すれば対象になります。

**(2) 緊急事態宣言に基づく緊急事態措置 [1/14~2/7]**

	質問内容	回答
(1)	1月14日から時短営業をしなければ協力金の対象にならないのか。	【1/22下線部修正】 緊急事態宣言に基づく緊急事態措置による協力金は、1月14日から2月7日までのすべての期間、時短営業に協力していただいた施設(店舗)に協力金を支給します。但し、特別な事情により1月14日からの時短営業が困難な場合は、協力開始日から2月7日まで継続して要請に応じていただければ、時短営業をした日数に応じて協力金を支給します(但し、定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます)。 なお、申請書には特別な事情を記載していただく予定です。
(2)	時短営業ではなく、終日休業した場合は協力金の対象になるのか。	通常、20時以降も営業されている飲食店が、時短ではなく終日休業された場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。 なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうかを審査させていただいた上で支給を決定します。
(3)	もともと平日は20時に閉店、休日は22時に閉店している飲食店の場合、休日の営業時間を20時までにするれば、協力金の対象となるのか。	【1/15下線部追加】 飲食店が、酒類の提供時間を11時から19時までとし、もともと22時に閉店していた休日の営業時間を20時までとして、要請したすべての期間、20時まで閉店すれば時短要請に応じた休日について、協力金の支給対象になります。 なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうかを審査させていただいた上で支給を決定します。
(4)	以前は20時以降も営業していたが、コロナの影響により最近20時に閉店していた場合は、対象にならないのか。	飲食店が、コロナの影響以前に20時以降も営業されており、コロナの影響以後に20時まで時短し、酒類の提供を11時から19時までにした場合は対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
(5)	ラストオーダーを20時にすれば、対象になりますか。	ラストオーダーでなく、酒類の提供を19時まで終了し、20時まで閉店していなければ対象になりません。
(6)	1月12~13日の県の時短要請に応じていなければ、緊急事態宣言に基づく緊急事態措置の協力金の対象になりませんか。	【1/22下線部修正】 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市内で、通常21時以降も営業している「接待を伴う飲食店」や「酒類の提供を行う飲食店」についても、協力開始日から2月7日まで継続して、営業時間を5時から20時まで、酒類の提供を11時から19時までとしていただければ、時短営業をした日数に応じて協力金を支給します(但し、定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます)。 なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうかを審査させていただいた上で支給を決定します。
(7)	営業時間短縮要請対象の店で、20時以降にデリバリー(あるいはテイクアウト)の提供を行った場合は協力金の支給対象になりますか。	店内飲食の営業を20時で終了し、20時から5時までの営業を行わない場合は、協力金の支給対象となります。なお、この時間帯(20時から5時)にデリバリーなどに切り替えていても時短要請などに応じていただいたこととなりますので、協力金の支給対象になります。
(8)	県内に同一会社で、 ①居酒屋(営業時間18時~24時:酒類の提供あり)、 ②喫茶店(営業時間9時~22時酒類の提供なし)、 ③カラオケ店(営業時間11時~翌1時:酒類の提供あり)の3つを運営しています。どの店舗が支給対象になりますか。	個々の店舗で判断します。 居酒屋は、酒類の提供を19時までとし、20時まで閉店すれば対象になります。 喫茶店は、20時まで閉店すれば対象になります。 カラオケ店は、酒類の提供を19時までとし、20時まで閉店すれば対象になります。
(9)	閉店時間が20時、酒類の提供も20時であったのを、酒類の提供だけ19時に前倒した。協力金の対象となるか。	【1/15追加】 営業時間の短縮をされていないので、対象外です。

**(3) 共通**

	質問内容	回答
(1)	複数の店舗を経営している場合、各店舗とも協力金の支給対象になるのか。	協力金の支給要件を満たしている場合は、複数の店舗が対象になります。なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうか審査させていただいた上で支給を決定します。支給要件や提出書類の詳細は決まり次第、県のホームページ等を通じてお知らせします。
(2)	デリバリーやテイクアウトのみの店舗は支援金の支給対象になりますか。	飲食スペースがない形態なので対象になりません。

(3)	ホテル内のレストラン・バーが営業時間を短縮した場合、支給対象になりますか。	レストラン・バーごとに飲食店の営業許可がある場合は対象となります。ルームサービスは対象外です。加えて、1月12日から13日までの県の時短要請の場合は、酒類の提供をしていれば対象になります。
(4)	ホテル・旅館の宴会場、大広間等について、営業時間を短縮した場合、支給対象になりますか。	【1/26追加】 宿泊客以外の利用があり、飲食の営業が行われている場合は対象となります。複数の宴会場等があり、それぞれに飲食業の営業許可がある場合、宴会場等として一施設で申請してください。
(5)	ショッピングモールに入居して飲食店を営業しているが、モール運営者との契約上、営業時間の短縮ができません。支給対象になりますか。	営業時間の短縮ができない場合は、対象になりません。
(6)	ショッピングモールのフードコートで飲食店を営業しているため、自社専用の飲食スペースはないが共同で飲食スペースを有している。対象になりますか。	屋内で、共同スペース部分に座って食事ができるテーブルとイスが常設してあれば対象になります。加えて、1月12日から13日までの県の時短要請の場合は、酒類の提供をしていれば対象になります。
(7)	酒屋で立ち飲みも営業している。許可は酒類販売のみだが支給対象になりますか。	飲食店営業許可がない場合は、申請できません。
(8)	露店は、営業時間を短縮したら支給対象になりますか。	飲食店の営業許可があり、独自に飲食スペースを設けている場合は対象となります。飲食スペースがない場合は対象になりません。
(9)	自動販売機の営業許可を持っている。自販機の横にベンチも置いている。飲食店として協力金はもらえるか？	【1/22追加】 自動販売機については、今回の協力金の支給対象になりません。
(10)	営業時間短縮要請対象でない店(花屋など)が、入居しているビルの構造上、営業時間短縮あるいは休業せざるを得なくなった場合は、協力金の対象になりますか。	時短要請の対象ではないので、今回の協力金の支給対象になりません。
(11)	休業要請のあった施設に納品していたあるいは施設の従業員に美容サービスを提供していた。休業により売上に影響があったが補償はないでしょうか。	時短要請の対象ではないので、今回の協力金の支給対象になりません。
(12)	大企業の店舗は対象になりますか。	対象になります。
(13)	県外本社の企業の県内店舗は対象になりますか。	対象になります。
(14)	営業時間短縮の協力要請の対象になっている複数の店舗を経営している。全ての店舗で営業時間の短縮を行わないと対象にならないのか。	【1/22追加】 店舗ごとの判断となるため、協力していただいた店舗の対象日数分支給させていただきますが、要請の趣旨をご理解いただき、全ての店舗の営業時間の短縮にご協力をお願いします。
(15)	フランチャイズの個人オーナーとして飲食店を経営しているが、この場合は対象になるか。	【1/22追加】 経営している店舗が、営業時間短縮の協力要請の対象になっており、ご協力いただいた場合は対象になります。
(16)	委託を受けて飲食店を経営しており、確定申告も私の名前で行っているが、飲食業の営業許可の名義は委託元。私が協力金を申請することはできるか。	【1/22追加】 協力金は飲食店の時短要請に応じた事業者が対象です。原則、飲食業営業許可の名義人が申請者となりますが、委託等により、店舗運営者と営業許可の名義人が異なる場合は、営業時間を短縮する権限がある方が申請してください。その場合、権限があることがわかる資料等を添付していただくこととなります。
(17)	時短要請に応じていたが、要請期間中に廃業した場合はどうなるのか。	【2/5追加】 時短要請がスタートした1月14日時点で営業実態がある場合(県による時短要請の対象店舗は1月12日時点)、支給対象になります。ただし、協力金は要請に応じて時短をされた日数で算定します。

### 3 申請方法・申請書類等

	質問内容	回答
(1)	協力金の申請はいつからできますか。	【2/2下線部修正】 申請については2月8日以降になります。申請要項・申請書類はホームページに掲載しています。 電子申請については、2/8に開設予定です。
(2)	「1/12～13の県の時短要請」と「1/14～2/7の緊急事態宣言に基づく緊急事態措置」に関する申請は別々にするのですか。	2月8日以降に、一つの申請書で受け付けます。
(3)	HPが見れない場合はどうしたらいいですか	【2/2下線部修正】 申請要項など申請書類については、県民局・県民センター、市役所、金融機関等に2月5日頃に配架する予定です。
(4)	申請書に添付する書類はどのようなものが必要ですか。	【1/22下線部修正】 ・運転免許証等申請者本人確認書類の写し ・通帳の写し(表紙と見開き1ページ目) ・確定申告書又は税務署への開業届(法人の場合は法人設立届出書)の写し ・食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可の写し ※1.12～1.13の県による時短要請については飲食店営業許可のある店舗のみが対象 ・従来の営業時間が分かる書類 (店舗HP・ショップカード・パンフレットの写し、店内表示の写真など) ・店頭掲示又は店舗HPに掲示した時短営業告知文の写真又は写し ・屋号が確認できる店舗の外観及び内観写真 ・感染防止対策宣言ポスターを店頭や店内に掲示していることが確認できる写真  <1.12～1.13の時短要請に係る神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の酒類を提供する飲食店等のみ以下も必要> ・酒類を提供していることが分かる書類 (メニュー表・お品書きの写真、酒類の納品書・請求書など)  を添付していただくことを予定しています。
(5)	本人確認書類は何の写しを添付したらよいですか。	【2/2下線部修正】 法人代表者又は個人事業主本人の運転免許証、マイナンバーカード、パスポート(住所欄含む)、健康保険証など、住所・氏名・生年月日がわかるものの写しを添付してください。 マイナンバーカードを提出される場合、マイナンバー(個人番号)部分がある裏面は不要です。申請日時点で有効期限内のものを、いずれか一つ提出してください。
(6)	確定申告書はどの部分が必要ですか。	【1/22追加】 法人の場合は「法人税確定申告書 別表一」、個人事業主の場合は「確定申告書B 第一表」の写し(いずれも、税務署受付印(税理士等の証明印でも可)または電子申告の受信通知のある直近のもの)をご提出ください。
(7)	従来の営業時間がわかる書類は何を提出すればよいですか。	店舗HPやショップカード、パンフレットの写し、店内表示の写真など、従来の営業時間がわかるものを提出してください。
(8)	通常の営業時間を告知しているものがありません。どうやって営業時間の短縮を証明すればいいですか？	【1/22追加】 レシートの控えの写しなど通常の営業時間が要請時間外であることがわかる資料を提出してください。証明できるものを提出していただけない場合は、支給の対象外となります。
(9)	申請時の写真とはどのようなものが必要ですか。	①時短営業告知文の写真 ②屋号が確認できる店舗の外観及び内観写真 ③酒類を提供していることが分かる書類の写真(店の壁に貼ったおしながき等) ※メニュー表などコピーができる場合はコピーでも可。 ④感染防止対策宣言ポスターを店頭に掲示していることが確認できる写真などを提出いただけます。
(10)	酒類を提供していたことの証拠書類として、店名の記載がないメニューや納品書でも構いませんか。	申請される店舗のものであることが分かるメニューの写しや写真が必要です。提出できない場合は、酒類を仕入れた時の納品書、伝票、請求書の写し等、それぞれのお店の営業実態に合わせて酒類を提供されていることが分かる資料をご提出ください。
(11)	飲食店を営んでいるが、営業許可証がない。対象になりますか。	【1/22追加】 飲食を提供する施設については、飲食店の営業許可が必須であり、取得又は更新されていない店舗につきましては、対象になりません。
(12)	昨春の休業要請事業者経営継続支援金の時に、確定申告書等の書類を提出したが、それを使うことはできないのか。	経営継続支援金とは異なる協力金になりますので、必要書類はすべて添付をお願いします。
(13)	協力金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	できるだけ速やかな支給に努めます。申請書類の不足や記入漏れがある場合はその確認に時間を要するため、「申請に必要な書類」を整えておいていただきますようお願いいたします。 4

#### 4 その他

	質問内容	回答
(1)	4万円の根拠は？関東1都3県は6万円/日、最大180万円ではないのか。	6万円/日は現在、政府が緊急事態宣言を発出している自治体が対象です。兵庫県は1月13日に緊急事態宣言が発出されたので、1月14日からの緊急事態宣言による緊急事態措置に応じていただいた店舗は6万円/日になります。県独自の時短要請(1月12～13日、神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市)については4万円/日です(国の制度による額)。
(2)	2月7日以後、時短が継続された場合、協力金はそれ以降ももらえるのか。	1月12日(火)から2月7日(日)までの営業時間の短縮の要請が決定していますが、2月8日以降については現時点では決まっておりません。今後の状況を見ながら検討することになります。方針が決まれば、マスコミや県HPで発表します。
(3)	協力金と他の助成金等(雇用調整助成金【国】、持続化給付金【国】、家賃支援給付金【国】、再出発補助金【府】等)の両方を受給することができるのか。	他の助成金等の受給を受けていても、協力金の申請は可能です。